

# 富山大学保健管理センター規則

平成17年10月1日制定  
平成19年4月1日改正  
平成20年4月1日改正  
平成24年10月1日改正  
平成26年6月24日改正  
平成27年4月1日改正  
平成30年4月1日改正  
令和元年9月24日改正  
令和3年3月30日改正  
令和5年3月29日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第13条第2項の規定に基づき、富山大学保健管理センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、富山大学（以下「本学」という。）における保健管理及び健康支援、これに関する研究及び教育を一体的に行い、学生及び職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理及び健康支援の実施についての企画、立案に関する事。
- (2) 学生の定期及び臨時の健康診断に関する事。
- (3) 健康相談及び救急処置に関する事。
- (4) メンタルヘルスケア及びカウンセリングに関する事。
- (5) 本学内（附属病院を除く。）の環境衛生指導に関する事。
- (6) 本学内（附属病院を除く。）の感染症予防に関する事。
- (7) 保健管理及び健康支援の充実向上のための研究に関する事。
- (8) 保健管理及び健康増進のための教育及び地域貢献に関する事。
- (9) その他センターの目的達成に必要な業務に関する事。

(分室)

第4条 センターに次の各号に掲げる分室を置く。

- (1) 杉谷分室(杉谷(医薬系)キャンパス)
- (2) 高岡分室(高岡(芸術文化系)キャンパス)

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 主担当として配置される教員
- (3) 看護師又は保健師
- (4) その他必要な職員

2 前項に掲げる者のほか、分室に、分室長を置くことができる。

3 前2項に掲げる者のほか、センターに、教員を兼務配置することができる。

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を総括する。

2 センター長は、学長が指名した者をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(分室長)

第7条 分室長は、分室の業務を掌理する。

2 分室長は、センター長が推薦し、学長が命ずる。

3 分室長の任期は、2年とする。ただし、推薦したセンター長の任期の範囲内とする。

(主担当配置教員)

第8条 主担当として配置される教員は、センターの目的を達成するための専門的業務を行う。

(兼務配置教員)

第9条 兼務配置される教員(以下「兼務配置教員」という。)は、センター長の命を受け、センターの業務を行う。

2 兼務配置教員は、センター長が申請し、学系長、学術研究部長の承認を経て、学長が命ずる。

3 兼務配置教員の任期は、2年とする。ただし、申請したセンター長の任期の範囲内とする。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、富山大学保健管理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、学務部学生支援課において処理する。

2 杉谷分室の事務は、杉谷地区事務部学務課において処理する。

3 高岡分室の事務は、五福高岡地区事務部芸術系総務・学務課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴いて、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 富山大学保健管理センター長等選考規則(平成17年10月1日制定)は、廃止する。

3 平成27年3月31日において支所長の職にある者については、この規則により選

考されたものとみなし、任期は平成28年3月31日までとする。

4 この規則の施行後、最初に選出される支所長の任期は、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において兼任の教員であった者は、この規則により兼務配置教員に命ぜられたものとみなす。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。